

各都道府県、指定都市、中核市
障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

自立支援医療における経過的特例の平成24年4月以降の取扱いについて

自立支援医療につきまして、平素より御尽力いただき御礼申し上げます。
障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく自立支援医療の経過的特例については、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）附則第12条及び第13条において、平成24年3月31日までとされているところですが、平成24年4月1日以降も本経過的特例を延長する予定としております。今回の延長に伴う障害者自立支援法施行令の改正については、現在作業を進めているところですが、公布後速やかに対応できるようにする観点から、下記を参考の上、あらかじめ準備いただくよう管内各関係機関へ周知いただくとともに、事業の適正な実施が図られるようお願いいたします。
なお、各都道府県担当者におかれましては、管内市町村担当者に本事務連絡を周知していただくようお願いいたします。

記

<職権による支給認定の変更について>

経過的特例の期限延長に伴って、自立支援医療受給者証（以下「受給者証」という。）の有効期間の延長を行う必要が生じることとなるが、利用者の負担軽減及び事務の簡素化の観点から、障害者自立支援法第56条第2項の規定により、職権変更による延長を行うことが可能である。
なお、平成22年12月28日付け事務連絡により、受給者証に「経過的特例が延長された場合は平成〇年〇月〇日までとする。」等の記載をした場合については、職権変更による延長の取扱いは不要である。

<事務処理方法について>

- (1) 「当初（現在支給認定しているもの）の支給認定開始日から起算して1年以内の日が属する月の末日（かつ医療が必要な期間として知事等が認める期間）を支給認定の有効期間とする受給者証及び延長した期間の自己負担上限額管理票（以下「管理票」という。）を新たに作成していただきたい。
- (2) (1) の新たな受給者証等を受給者に対して発行する時期については、本改正を盛り込んだ政令改正の公布後速やかに行っていただきたい。
- (3) また、「重度かつ継続に該当する一定所得以上の者」で、平成24年3月31日をもって有効期間を迎え、引き続き更新の必要がある者（例えば1年間の有効期間の場合：平成23年4月1日～平成24年3月31日までの有効期間である者）又は同負担区分で平成24年4月以降を支給認定開始日とする新規申請者からの申請書の提出があった場合の申請書は受理して事務処理を行っていただくが、当該支給認定に係る受給者証等の発行については改正政令公布後に行っていただきたい。
- (4) 現在、支給認定障害者等が所持している受給者証及び管理票の取扱いについては、回収する又は支給認定障害者等に対して受給者証及び管理票の破棄を確実にを行うよう周知するなど適宜の方法を各自治体の判断で行っても差し支えない。
- (5) (1) に該当する者が既に取得した診断書については、次回の申請（今回の職権変更による延長において、延長された期限が到来した際に行う申請）に使用しても差し支えない。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課自立支援医療係 ●●

TEL :

E-mail : _____